

「伯耆町運動部活動の在り方に関する方針」 暫 定 版

伯耆町教育委員会
平成30年12月

目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 適切な運営のための体制整備
 - (1) 運動部活動の方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - (1) 適切な指導の実施
 - (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
 - (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入
 - (2) 地域との連携等
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

終わりに

はじめに

中学校の運動部活動は、教育課程外の学校教育活動として行われるものであり、体力・技能の向上のみならず、生徒の全人的な発達に大きな役割を果たしている。そのような部活動の存在意義は、運営・指導を行う顧問教員等の尽力に負うところが大い。

しかし、中学校教員の長時間勤務、部活動へのニーズの多様化、少子化による競技人口の減少等の課題が山積し、運動部活動の在り方を問うべき時期にきている。

平成29年版中学校学習指導要領においては、「総則 学校運営上の留意事項」の中に次のような記述がある。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

併せて、平成30年3月にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、抜本的な改革の必要性を次のように記述している。

将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

さらに、平成30年11月には、鳥取県・鳥取県教育委員会が「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、県としての方針を示した。

上記のことに則り、本町においても「伯耆町運動部活動の在り方に関する方針」を作成した。各中学校においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進め、持続可能な運動部活動の構築を目指すこととする。

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本方針は、スポーツ庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 町教育委員会及び学校は、本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。
- 町教育委員会は、本方針に基づく運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

イ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに、部活動の運営方針等を保護者に説明する。

オ 町教育委員会は、上記ア・イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

※適正な数の運動部活動数の目安

…複数の運動部顧問が配置できる部活動数

イ 町教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護

者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。

※部活動指導員

…部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 町教育委員会は、県教育委員会が実施する事業を活用して、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 町教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 町教育委員会は、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。

イ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり基準として設定し遵守する。

- 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- ただし、上記基準は中学校段階の活動日及び活動時間の上限等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

※活動時間

…本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない）、身体的トレーニング効果が期待される活動の時間である。

イ 運動部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

ウ 町教育委員会は、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、2（1）イに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入

ア 校長は、本県の生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行なわれることを尊重しつつ、部活動への全員加入を原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

イ (一社)スマイリースポーツクラブ及び地域の競技団体及びその他のスポーツ団体は、町教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動や活動場所が確保できるように努める。

エ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟及び町教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、県中学校体育連盟及び町教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 各学校の運動部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

- 各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

お わ り に

本方針は、生徒の視点に立った、中学校の運動部活動の改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、町内の中学校の現状をみるに、既に合同チームによる大会出場があることからわかるように、少子化の進行への対応は待ったなしである。従来の学校単位での部活動を地域単位で行えるように、支援策を講じていかなくてはならない。

また、平成30年度より部活動指導員制度を導入して、顧問教員の負担軽減と生徒の競技力向上に資しているところであるが、部活動指導員の人材確保の困難さは否めない。町内の競技団体と部活動指導者が連携する組織を充実させ、児童・生徒・成人が一貫して競技を楽しむ、競技力を向上する体制を構築する必要がある。

本方針の作成を契機として、今後とも、広く衆知を集め、深く議論し、生徒の資質・能力の向上に資する運動部活動の在り方の検討を行うものである。